

多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会
の運営について（案）

令和2年7月2日
会 議 決 定

- 1 多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会（以下「検討会」という。）においては、新たなモビリティに係る安全性や利便性について詳細に分析するとともに、多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方を幅広く検討するものとする。
- 2 検討会の構成員は、別添のとおりとする。検討会には座長を置くこととし、構成員の互選により決定する。検討会の座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 3 検討会の庶務は、警察庁交通局交通企画課において処理するものとする。
- 4 この決定に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会の座長が定める。